

件名	愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
主管課	行政システム改革課
根拠法令等	
【改正の概要】	
1. 「愛媛県権限移譲推進指針」に基づく新たな権限移譲に伴う改正	
公有水面埋立法に基づく公有水面埋立の免許等に係る事務（市管理漁港区域に限る）	〔移譲先：西条市〕
土地改良法に基づく換地計画の認可等に係る事務	〔移譲先：八幡浜市〕
商工会議所法に基づく特定商工業者の該当基準の引上げの許可等に係る事務	〔移譲先：東温市〕
土地区画整理法に基づく個人・組合が施行する土地区画整理事業の認可等に係る事務	〔移譲先：内子町〕
工場立地法等に基づく特定工場の新設の届出受理等に係る事務	〔移譲先：西条市〕
商工会法に基づく商工会の設立の認可等に係る事務	〔移譲先：東温市〕
都市再開発法に基づく市街地再開発促進区域内における建築の許可等に係る事務	〔移譲先：内子町〕
中小小売商業振興法に基づく商店街整備計画の認定等の事務	〔移譲先：今治市、東温市〕
国土利用計画法に基づく権利取得者の利用目的の届出等に係る事務	〔移譲先：内子町〕
2. 法令改正に伴う改正	
薬事法	〔対象：松山市〕
薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成 16 年厚生労働省令第 112 号) に定める経過規定の失効に伴う所要の改正	
施行日	平成 23 年 4 月 1 日